

銀行勘定の 金利リスク規制

国内規制・監督上の論点

国際的な議論の動向にかかわらず 既存の枠組みの見直しは喫緊の課題

ブライスウオーターハウスクーパーズ総合研究所
マネージングディレクター
北野 淳史



6月8日、バーゼル銀行監督委員会は「銀行勘定の金利リスク」に関する規制案を公表した。金利リスクは、預金取扱金融機関がさらされる最も大きなリスクの一つであるが、現状ではバーゼルⅡの第2の柱の規制対象となっていない。ただ、日本における第2の柱に基づく枠組みにはさまざまな課題があり、実効的にこれが機能しているとは必ずしもいえない。これに対し、アメリカでは、より実効的な金利リスクの監督枠組みが整備されており、日米がおかれている状況は異なる。こうした差異や日本の足もとの状況・課題をふまえ、国内における金利リスク規制・監督のあり方について考えることとしたい。

日本における第2の柱に基づく金利リスク規制

日本の銀行がさらされているリスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、「金利リスク」）は、信用リスク、政策保有株式リスクと並び、最も大きなリスクの一つといえる。信用リスク

や政策保有株式に係るリスクは、自己資本比率規制上、リスク・アセットとしてリスク量を計測し、それに見合う自己資本を保有することが求められる（バーゼルⅡの第1の柱に基づく規

制）。

一方で、現行規制において金利リスクはリスク・アセットとしては計測されず、バーゼルⅡの第2の柱のもと、銀行が自主的にリスクを管理し、当局がそれを検証する枠組みとなっている。当該枠組みは、国際統一基

準行・国内基準行を問わず、すべての預金取扱金融機関に適用されている。

早期警戒制度

日本においては、バブル崩壊後の不良債権問題の教訓をふまえ、自己資本比率が最低比率を

上回っている段階から、自己資本比率で直接捕捉されていないリスクの顕在化に対し早め早めの監督上の対応を行うため、2002年12月から早期警戒制度が導入された。その後、バーゼルⅡの導入に際し、第2の柱のもとで金利リスクの規制・監督を行うこととなったことから、07年4月から、金利リスクに関する指標が早期警戒制度の新指標として追加されることとなった。

アウトライヤー比率

早期警戒制度のもと、金利リスクについては、アウトライヤー比率と呼ばれる指標が監督上のモニタリング対象となる。これは、金利リスクが一定の仮定のもとで顕在化したと想定した場合のリスク量が自己資本に対してどの程度の比率にあるかを計測する指標であり、同比率が20%を超える銀行はアウトライヤー銀行とみなされ、監督上の

重点監視対象となる。一方で、アウトライヤー比率が20%を超えたとしても、ただちに資本の積増しや金利リスクの削減を求められるわけではない。

信頼水準99%のリスク量計測の問題

アウトライヤー比率が20%を超過した場合、モニタリングが強化される枠組みが導入されているものの、この枠組みには監督の実効性を担保する観点からさまざまな問題がある。

一つ目は、計測対象となるリスク量に関する前提の問題である。金利リスク量はイールドカーブの動向により変動することとなるが、計測にあたっては一定の前提をおく必要がある。今の市中協議文書においては六つのシナリオが示されているが、現行のアウトライヤー比率の計測にあたっては、イールドカーブが上下200bp平行移動した際のリスク量または最低観測

期間5年、保有期間1年、信頼水準99%で変動した場合のリスク量のいずれかを計算することとなる。

日本においては、日本銀行による長期にわたる金融緩和の効果もあり、他国と比較して、相対的にイールドカーブの大きな変動はしばらくの間みられていない。したがって、過去5年の市場データを用いた信頼水準99%の変動に基づく金利リスク量はそれほど大きな金額とはならず、200bp平行移動時の影響と比べると一般的にリスク量は小さくなる。そのため、現状においてほとんどの金融機関が信頼水準99%変動に基づくアウトライヤー比率を計測している。こうした手法は過去のリスクファクターの変動に基づきリスク量を計測することから、過去に起こったことがない事象が生じた場合には対処ができない。したがって、これまではイールドカーブの変動が抑制されてき

たが、かりになんらかのきっかけで国債価格の暴落等が起こった場合、計測されている以上のリスクが顕在化することとなり、金融機関の財務に大きな影響を与える可能性がある。

コア預金モデル

過去データに基づくリスク量の過小評価の可能性の問題に加えて、リスク計測手法の前提に関する問題も指摘されている。現行枠組みでは、バランスシートの負債側の金利リスク量を計測する際に、金融庁による事前承認を得る必要なく、コア預金モデルと呼ばれる、独自の計測モデルを使用することが可能となっている。

アウトライヤー比率の金利リスク量は、イールドカーブの変動がバランスシートおよびオフバランスシートの資産側・負債側に与える影響により、資本の経済価値（エコノミックバリュー）がどの程度変化するかを計

算することによって測られる。

経済価値の変動は、資産側・負債側のリスク計測にあたっての前提条件の違いにより結果が大きく異なることが課題である。コア預金モデルを用いた場合、監督指針で規定されている標準的な手法と比較し、通常、コア預金がより長期にわたって流出しないという前提をおくこととなるため、ほとんどの金融機関の金利リスク量は大きく低下することとなる。

したがって、たとえばアウトライヤー比率が20%近辺であった銀行が、コア預金モデルを導入したことにより、比率が5%以下に減少するといったようなことも実際に生じている。足もと、ほとんどの地方銀行がコア預金モデルを導入しているが、導入時点で金融庁からの承認の必要はないため、モデルを使用しているすべての金融機関がモデルの弱点・限界を正しく認識しているとは必ずしもいえない。

また、これまでは右肩上がりである銀行の預金が積み上がり、コア預金が大幅に減少する局面はなかったが、中長期的には人口減少や競争の激化等により、そうした前提が崩れる可能性は十分にあると考えられる。

金利期間収益に与える影響

以上の問題に加え、一般の市中協議文書のなかでも指摘されているが、金利リスク量を計測する際、アウトライヤー比率の計算に用いる経済価値の計測を行う方法に加え、銀行の主要な収益源である金利収入に与える影響を計測することが一般的で

ある。現状、日本においては、後者の金利の期間収益に与える影響を計測することが直接には求められていないことから、金利リスクがバランスよく捕捉されているとは必ずしもいえない。

日本において運用されているバーゼルⅡの第2の柱のもとのアウトライヤー比率には、以上のほかにも計測手法に関するさまざまな課題があり、実効的に機能しているとは必ずしもいえない。金融システムの健全性を維持するため、金利リスクを適切に管理していく観点からは、こうした現行枠組みはいずれにしても見直す必要があると考えられる。

アメリカにおける金利リスク規制・監督の枠組み

一般の市中協議文書では、第1の柱案と第2の柱案が併記され、一部報道では、アメリカおよび日本が第2の柱案を主導しているといわれている。ただ、日本においては、既存の監督枠

組みにさまざまな課題がある一方、アメリカにおいては、すでににより実効的な金利リスクの規制・監督の枠組みが導入されている。したがって、日本とアメリカがおかれている立場は必ず

しも同じではないことを認識しておく必要がある。

貯蓄金融機関の金利リスクの監督

アメリカにおいては、いわゆる銀行に加えて貯蓄金融機関と呼ばれる住宅ローンなど個人向けの貸出を中心に行う金融機関が多数存在し、こうした金融機関はかつて貯蓄金融機関監督庁（OTS）に監督されていた。80年代に住宅ローンを専門に扱うS&Lと呼ばれる貯蓄金融機関の相次ぐ破綻が生じたことを受け、貯蓄金融機関に対する監督強化の観点から89年にOTSが設立された。

大きな金利リスクを有する貯蓄金融機関の危機の教訓をふまえ、OTSは91年に金利リスク量を計測するためのネット・ポートフォリオ・バリュエーション（NPV）と呼ばれるモデルを開発し、貯蓄金融機関から必要となるデータを集め、同モデルにより

計測された金利リスク量を集計したうえで、四半期ごとにこれを公表する仕組みを導入した。

当該モデルは、共通の枠組みに基づく評価が困難な金利リスク量を、オンバランス・オフバランスシートを含め同じ評価軸で計測できる最先端のモデルであった。これによりOTSは貯蓄金融機関の金利リスクの状況を、システム全体を通じて同じ目線で計測可能となった。リーマンショック後に各国で導入されてきているマクロ・プルーデンスの先駆けだったともいえる。

OTSの 通貨監督庁への統合

OTSは、ドッド・フランク法に基づく金融規制・監督改革のなかで、シテイバンクのような大銀行からコミュニティバンクまでを規制・監督する通貨監督庁(OTCC)に統合され、OTCCが貯蓄金融機関の監督を担うこととなった。これを機に12

年3月31日から、貯蓄金融機関におけるNPVモデルに基づくデータ提出、金利リスク量の計測・公表は中止され、OTCCはそれまで銀行に対してとってきた枠組みを、貯蓄金融機関に対しても適用するアプローチをとることとなった。

自主的なリスク管理を 尊重する枠組みへ

OTSのNPVモデルは、貯蓄金融機関から提出されたデータを機械的にモデルに投入し、リスク量を計測して、金融機関に対してフィードバックを行う仕組みであったことから、金融機関に対し、自主的に金利リスク管理の改善を促す枠組みとはなっていなかった。一方、OTCCが銀行に求める金利リスクの管理は、銀行が自ら考え、改善を行うことを促す枠組み、すなわち本来のバーゼルIIの第2の柱のもとでの運用に近い枠組みといえる。

日本の枠組みとの違い

日本においては過去のデータの信頼水準99%変動に基づく金利リスク量が過小評価されている可能性がある指摘されているが、OTCCは金融機関に対して少なくとも200bpのイールドカーブの変動の影響、加えて300bp、400bpのショックの影響の計測を求めている。日本とアメリカでは金利水準や過去のイールドカーブの動きが異なることから単純に比較はできないが、アメリカではより厳しい状況を想定した影響の把握を銀行に求めているといえる。

また、金利リスク計測の際の

日本における今後の金利リスク規制のあり方(第1の柱)

今般の市中協議文書では、第1の柱案および第2の柱案が両論併記となっているが、最終的にどちらの枠組みが採用されるかは予断を許さない。かりに第1の柱案が採用された場合に、

内部モデルの使用については、経営陣がモデルの内容を理解するとともに、外部のベンダーが開発したモデルを使用している場合には、独立した第三者によるモデルの検証を実施することを求めている。この点も日本の現行枠組みと異なる。

加えて、日本においては直接的な監督枠組みとして導入されていない、金利変動が期間収益に与える影響を勘案することを求めている。具体的には、OTCCは金融機関に対して、経済価値に加え、最低向こう2年間、加えて今後5年間の期間収益に与える影響を捕捉することが望ましいとしている。

当該規制を国内基準行に対してどのように適用していくかは大きな論点の一つである。市中協議文書では、バーゼル規制の直接適用対象が国際的に活動する銀行であることから、

金利リスク規制案の直接の適用対象も国際的に活動する銀行と明記されている。日本における自己資本比率規制は、国際統一基準行向けと国内基準行向けの

二つの規制が運用されてきているが、これまで、第1の柱のもとのリスク・アセットの計測については、両規制とも原則同じ枠組みが適用されてきた。国際統一基準行であれ、国内基準行であれ、同じリスクにさらされている場合には、共通の枠組みによりリスクを捕捉すべきとの考え方がその背景にある。

一部、たとえばバーゼルⅢの導入にあたって、デリバティブのCVAリスク計測について、国内基準行については簡便手法

第2の柱に基づく規制は、自己資本比率の計算において直接的にリスクの捕捉が求められないことから、金融機関にとって負担が軽い規制だと誤解される

の採用が許容されているが、計算負荷の軽減を目的としたものであり、資本賦課の回避を目的としたものではない。

したがって、金利リスクを第1の柱のもとで捕捉することになった場合には、一部簡便手法の導入等が検討される可能性があるものの、原則として共通の枠組みが導入されることが自然だと考えられる。実際、足もとにおいて国際統一基準行よりも国内基準行のほうが相対的に大きな金利リスクを抱えており、こうしたリスクが顕在化する可能性があるなかで、そのための備えを当局が回避するという選択肢は、金融システムの健全性維持の観点からは望ましくない。

ことがあ。しかし、第1の柱で捕捉できないリスクを追加的に捕捉することを求める枠組みであり、実際に今般の市中協議案における提案内容をみる限り、

案における提案内容をみる限り、

そうした見方は当たらない。

今般の第2の柱案は、アメリカの現行枠組みを強化したものであることができる。第1の柱と異なり、金融機関は機械的にリスクに見合う資本の積立てが求められることはないものの、市中協議案が導入された場合、日本の金融機関はこれまでと比較し、金利リスクへの対応の強化が求められることとなる。

第2の柱案の特徴

第2の柱案は、現行枠組みの問題を解決したうえで、実効的な金利リスク捕捉の強化を図る内容となっている。コア預金モデルの課題については、引き続きモデルの使用は認められるものの、計測の前提やモデルの概要、複数のシナリオに基づくり

スキ量の算出結果の開示が求められるほか、当局によるモデルの適切性の検証の実施や、必要に応じモデルで使用されるパラメータに対する制約等が課せられることを通じて、金融機関側の自由度は大きく制限されることとなる。

また、経済価値への影響だけではなく金利の期間収益に与える影響の計測・開示が求められるほか、第1の柱案における標準的手法によるリスク量の計測結果の開示を求めることもあわせて提案されている。これにより、自己資本比率には直接反映されないものの、市場関係者等が共通の目線で各金融機関の金利リスクを評価できるようになるため、開示情報を用いて金利リスク量を反映した自己資本比率を計測することが可能となる。

日本における今後の金利リスク規制のあり方(第2の柱)

日本の金融機関に求められる対応

以上のとおり、第2の柱案は、現行の日本におけるバーゼルⅡ

の第2の柱に基づく監督手法の課題を解決するだけでなく、

第1の柱案と一部共通するリスク計測および開示を求める結果、自主的な資本の積増しを含め金利リスクに対する実質的対応を金融機関に求めるものになると予想される。

市中協議案のなかで、第2の柱案について各金融機関の規模やリスクプロファイルに応じた規制の適用を行うことが明記されていることから、国内規制として導入される場合には、各業態の特性をふまえ規制内容に変更が加えられる可能性が高い。しかし、いずれにしても現行枠組みを大きく見直すものとなりうることから、国内基準行を含めた各金融機関の金利リスク管理態勢の強化が求められることになると思われる。

以上をふまえると、第2の柱

金利リスク規制の見直しは喫緊の課題

日本はこれまで財政問題等との関係もあって、金融機関が抱える金利リスクについて必ずし

に基づく枠組み案のほうが、第1の柱に基づく枠組み案よりも当局および金融機関双方に対してより大幅な対応を求めることになるともいえる。第1の柱案は自己資本比率にリスクが反映されるものの、一律に金融機関が計算を行い、当局がそれをモニタリングする枠組みである。

一方で、第2の柱案では、第1の柱案の標準的手法による計算結果を含めさまざまな開示が求められるため、金融機関の実務負担が大きくなるだけではなく、当局も内部モデルの適切性の検証や実態に応じた追加資本賦課の検討等を含め金融機関のリスクプロファイルに応じた監督を実施するために、十分な監督上のリソースを備える必要が出てくる。

も正面から向き合っていない面があった。そうしたなか、金融庁は昨年より公表している

金融モニタリングレポートで、一定の前提のもとではあるが、初めてモニタリングデータをもとに銀行の金利リスクの状況を集計・公表したほか、持続可能なビジネスモデルの構築に向け、収益向上とリスク管理のバランスをふまえ、金融機関に対し金利リスクにどう向き合うべきか検討することを促してきている。

地域金融機関をはじめとする金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築していくため、また、金利リスクの顕在化がシステミック・リスクにつながることを回避するため、金融機関が金利関連収益をどのようにあげ、それに伴う金利リスクをどう管理し、また当局がマイクロ・マクロ双方の観点からどのように規制・監督していくかは喫緊の課題である。

こうした状況をふまえると、新たな金利リスク規制の議論の動向にかかわらず、また議論の結論を待つまでもなく、アメリカ

カにおけるこれまでの規制・監督枠組み等も必要に応じ参考にしつつ、当局がマクロ・ブルードенсаの視点を含めたあるべき規制・監督枠組みを早急に検討していくことが必要なのではないか。

(本稿は執筆者の個人的見解であり、ブライズウオーターハウスクーパーズ総合研究所の公式見解を表わすものではない。)

きたの あつし

京都大学経済学部卒・同大学院経済学研究科修士課程（ファイナンス工学講座）修了。03年に金融庁に入庁後、08年から総務企画局国際室にてトレーディング勘定部会、リスク管理モデル化部会を含むバーゼル委の部会メンバーとして、バーゼル2・5、バーゼルⅢの策定に従事。10年から監督局にて国際基準行向けのバーゼルⅢの国内実施や国内基準行向け自己資本比率規制の策定を担当。15年から現職。